

7月は国民年金保険料 免除・猶予申請の更新時期です

経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、**まずご相談を**

国民年金は、二十歳以上六十歳未満のすべての方が加入する制度で、保険料の納付を続けることにより、高齢になったときの老齢基礎年金や、もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができる制度です。

しかし、経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる「保険料免除制度」があります。（平成二十年の保険料は、月額一万四千四百十円）

免除には、全額が免除される「全額免除」と、一部が免除される「四分の三免除」、「半額免除」、「四分の一免除」があり、三十歳未満の方には納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

【申請免除・若年者納付猶予制度の要件】

前年の所得が少ない方
失業、倒産、事業の廃止など
があった方

【所得基準】

免除の区分	免除が適用される所得の上限額	免除後の保険料
全額免除	(扶養親族等の人数 + 1) × 35万円 + 22万円	月々の保険料 0円
4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額等 + 社会保険料控除等	月々の保険料 3,600円
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額等 + 社会保険料控除等	月々の保険料 7,210円
4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額等 + 社会保険料控除等	月々の保険料 10,810円

若年者納付猶予制度の所得基準は全額免除と同じ額です。



障害者または寡婦であつて、前年の所得が百二十五万円以下の方
生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けておられる方
特別障害給付金を受けておられる方

【免除期間の扱い】

免除承認期間は、受給資格期間として計算され、年金額を計算するときは、左下の図のように、免除の割合により受け取る年金額が計算されます。

ただし、年金の受給前であれば、十年前まで遡って保険料を納めること（追納）ができます。（三年目以降の追納については、当時の保険料に一定の金額が加算されます）

【免除承認期間】

免除承認期間は七月から翌年の六月までとなります。
引き続き七月から免除の承認を受けようとする方または新たに免除の申請をされる方は、申請が必要です。

ただし、保険料の全額免除（失業などの場合を除く）の承認を受けていた方で、申請時に継続申請の希望をされた場合は、翌年度以降、改めて申請をされなくても、自動的に審査を行います。

【申請先】 各庁舎窓口センター

	全額免除	3/4免除	半額免除	1/4免除	全額納付
受け取る年金額	3分の1の年金	2分の1の年金	3分の2の年金	6分の5の年金	全額の年金

いずれの期間も受給資格期間に算入

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・平成十九年三月三十一日以降に会社を退職された方は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等の写し

問い合わせ

市民生活部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎ 48・3002

年金相談が 開催されます

明石社会保険事務所の職員による年金相談が開催されます。相談を希望される場合は、事前に申し込みが必要です。（定員になり次第締め切ります）

日時 七月二十九日(火) 十時三〇分～十五時三〇分

場所 社福祉センター

内容 年金請求手続き、加入・納付期間の確認、年金特別便相談など

申込期間 七月一日(火)～十八日(金)

申込方法 電話で住所、氏名、生年月日、基礎年金番号、電話番号、相談内容をお知らせください。

申込・問い合わせ

市民生活部保険・医療課
(滝野庁舎)
☎ 48・3002